

自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度 第4回有識者会議

鳥類との共生

日本野鳥の会青森県支部

支部長 関下 斉

プロフィール

- ▶ 日本野鳥の会青森県支部 支部長
- ▶ がんじゃ里山の会 会長
- ▶ 八戸童話会 事務局長
- ▶ ネイチャーガイドVayu 代表
- ▶ 青森県環境影響評価審査会委員
- ▶ 環境省 稀少野生動植物種保存推進員
- ▶ 国土交通省 河川環境保全モニター

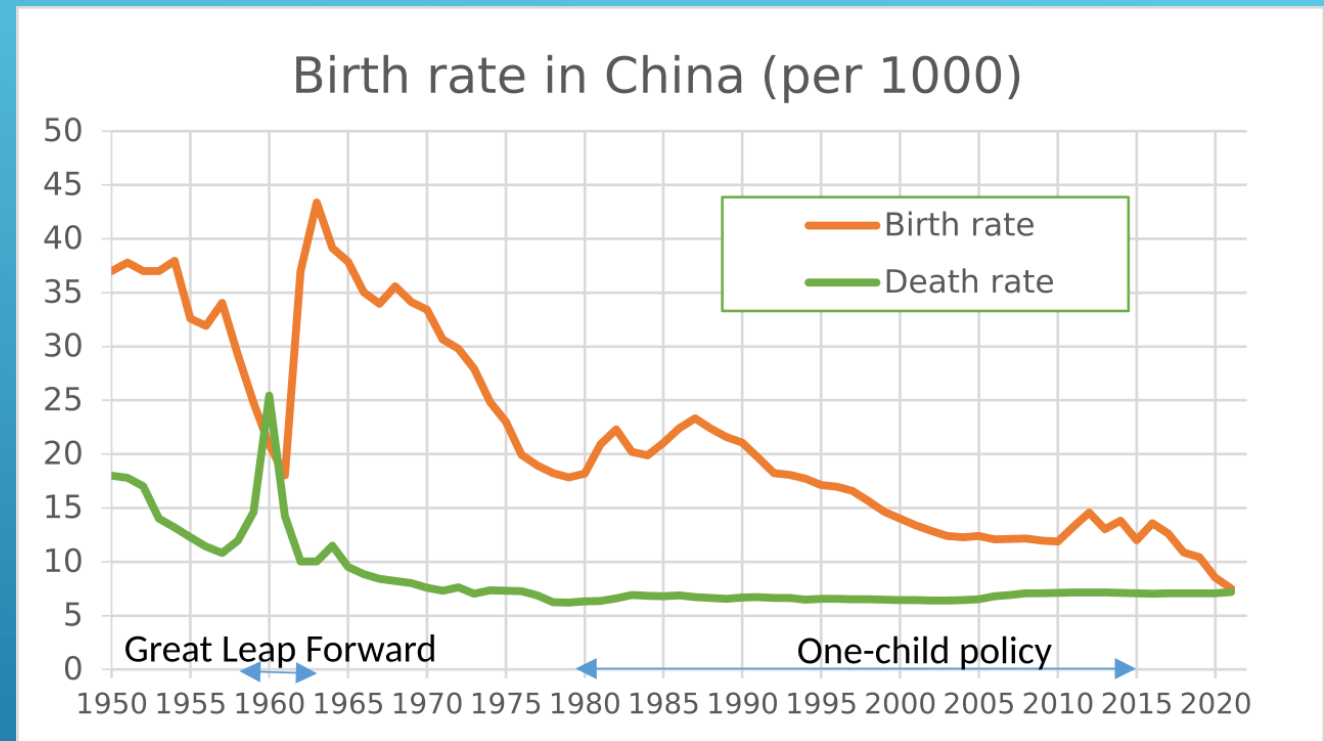
目次

- ▶ 青森県における鳥類の現状
 - ▶ 保護指定
 - ▶ 保護区
 - ▶ 重要な生息地
- ▶ 鳥類の飛行
 - ▶ 渡りコース
 - ▶ 海成段丘
 - ▶ 川や谷と尾根
 - ▶ 鳥類の飛行時間帯
- ▶ 再生可能エネルギーと鳥類
 - ▶ 風力発電
 - ▶ 太陽光発電
 - ▶ 水力発電

	留鳥(一年中)	夏鳥	旅鳥(春と秋)	冬鳥
高山	イヌワシ	アマツバメ	マミチャジナイ	
森林・林	クマタカ・オオタカ・ハイタカ・ノスリ・フクロウ・アカゲラ・ヒガラ・シジュウカラ・イスカ・シメ	アオバト・ツツドリ・コノハズク・クロツグミ・アカハラ・ウグイス・イカル・コムクドリ	メボソムシクイ	キクイタダキ・マヒワ・イスカ・シメ・ウソ
疎林・草地	キジ・モズ・ホオジロ	カッコウ・ヨタカ・ヒバリ・ホオアカ・ビンズイ	ノビタキ	チュウヒ・コミミズク・ジョウビタキ・ツグミ・カシラダカ
人家近く	トビ・キジバト・ヒヨドリ・シジュウカラ・カワラヒワ・ハシボソガラス・ハシブトガラス	ツバメ・チゴハヤブサ		シメ・ツグミ
湿地・川・湖沼	カイツブリ・カワウ・カルガモ・チュウヒ・ヤマセミ・カワセミ	カンムリカイツブリ・イワツバメ・オオセッカ・コヨシキリ・オオヨソキリ・コジュリン・オオジュリン	アマサギ・ダイサギ・チュウサギ・コサギ・マガン・ヒシクイ・トウネン・キアシシギ・タシギ・タヒバリ	オオハクチョウ・マガモ・コガモ・ヒドリガモ・オナガガモ・ホシハジロ・キンクロハジロ・ウミアイサ・カワアイサ・オジロワシ・オオワシ
海	ウミウ・クロサギ・オオセグロカモメ・イソヒヨドリ	アマツバメ・ウミネコ	キョウジョシギ・トウネン・ハマシギ・ミユビシギ・キアシシギ・イソシギ・コアホウドリ・オオミズナギドリ	アビ類・カイツブリ類・コクガン・ホシハジロ・キンクロハジロ・スズガモ・クロガモ・シノリガモ・セグロカモメ・ワシカモメ

中華人民共和国大飢饉

- ▶ 1958年～1962年 四害駆除運動
 - ▶ ネズミ・ハエ・蚊・スズメの駆除
- ▶ 1959年～1961年 蝗害が発生
- ▶ 推定1500万～5500万人が死亡
- ▶ ロシアから25万羽のスズメを輸入
- ▶ 個体数の多い普通種こそリスクが高い



青森県における鳥類の現状

- ▶ 青森県内で確認された鳥類 約350種
- ▶ 国の天然記念物 11種 2ヶ所
- ▶ 環境省RDB 46種
- ▶ 青森県RDB 102種 (約3割)
- ▶ 鳥獣保護法 (鳥獣保護管理法)
- ▶ 生物多様性条約
- ▶ 二国間渡り鳥等保護条約
 - ▶ 日露・日米・日豪
- ▶ ラムサール条約 (仏沼)
- ▶ I B A (県内10ヶ所)
 - ▶ 「特別保護区 (SPA)」を指定するときには、IBA基準生息地リストをもとに指定するよう、EU議会が加盟国に義務付け
- ▶ 鳥獣保護区 (国5ヶ所・県64ヶ所)
- ▶ 国立公園 (2ヶ所) ・ 国定公園 (2ヶ所)
- ▶ 保安林
 - ▶ 県13種類・388,916ha
 - ▶ 青森県の森林面積約63万haのうち、約6割が保安林に指定

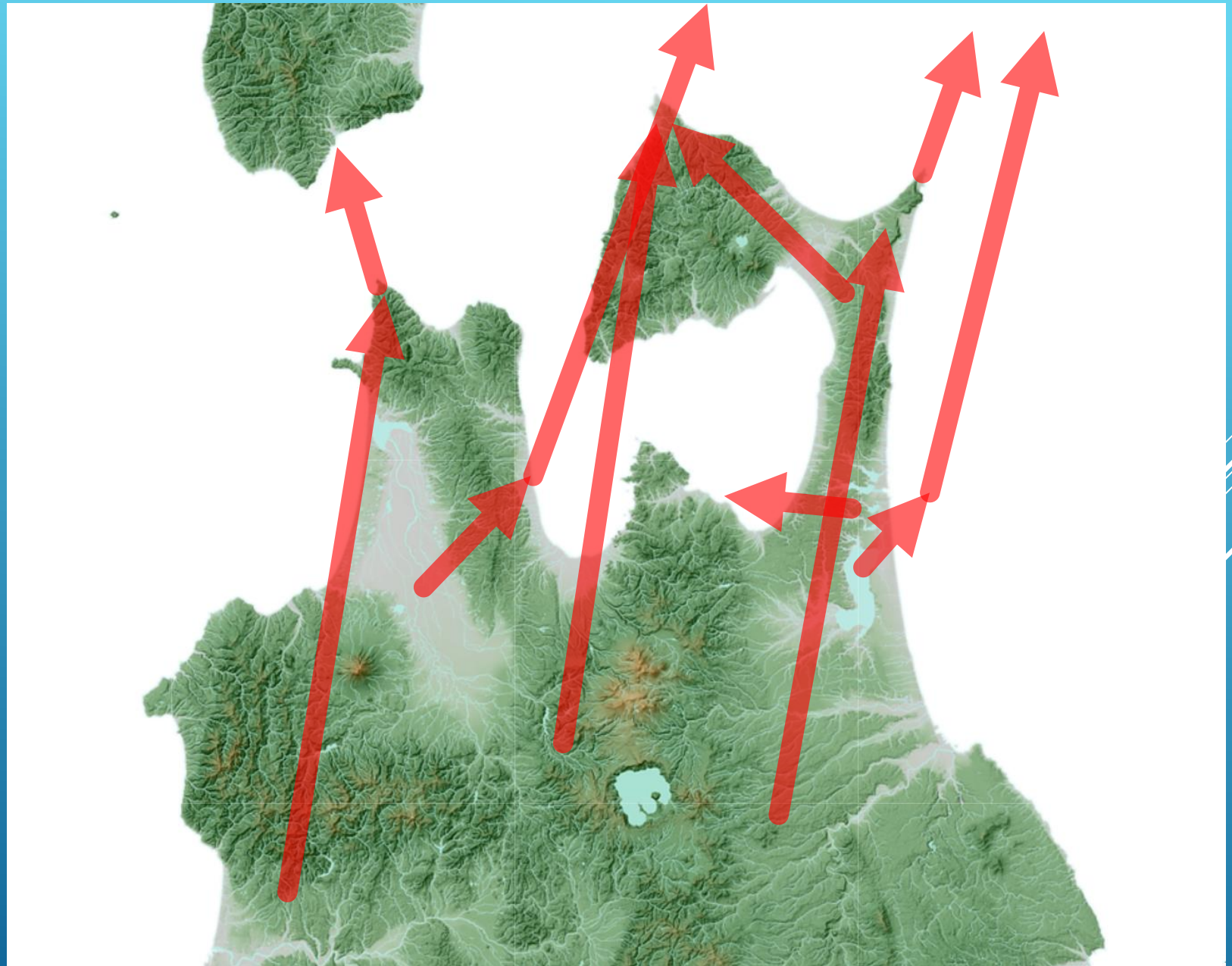
鳥類の飛行 1

▶ 渡り

- ▶ 行きつ戻りつ
- ▶ 一気に渡る
- ▶ 夜間大規模渡り

▶ 川や谷と尾根

- ▶ 川と海の往来
- ▶ 小鳥は川沿い尾根沿いに移動
- ▶ ガン・カモ類は尾根越え



2.4 鳥類

鳥類2 渡り鳥の飛翔高度、飛翔時間（ベルギーにおける事後調査結果）

【資料の概要】

ベルギー王立自然史博物館などの研究者は、ベルギー国の洋上風力発電に伴う様々な環境影響を対象に事後調査した結果を取りまとめ、継続的に公表している。

【記載内容の概要】

- ・Merlin鳥類レーダー（鳥類の飛翔高度を把握するために垂直方向のレーダーを使用：Sバンド）を用いて、ベルギー国のThornton Bank洋上風力発電所（離岸距離30km）により10月から11月初旬の夜間に渡り鳥を対象に調査を行った。
- ・日中より夜間の方が飛翔高度が高かった。
- ・渡りの時間は、夕暮れが一番多く飛翔が記録され、その次に夜明け前の記録が多かった。

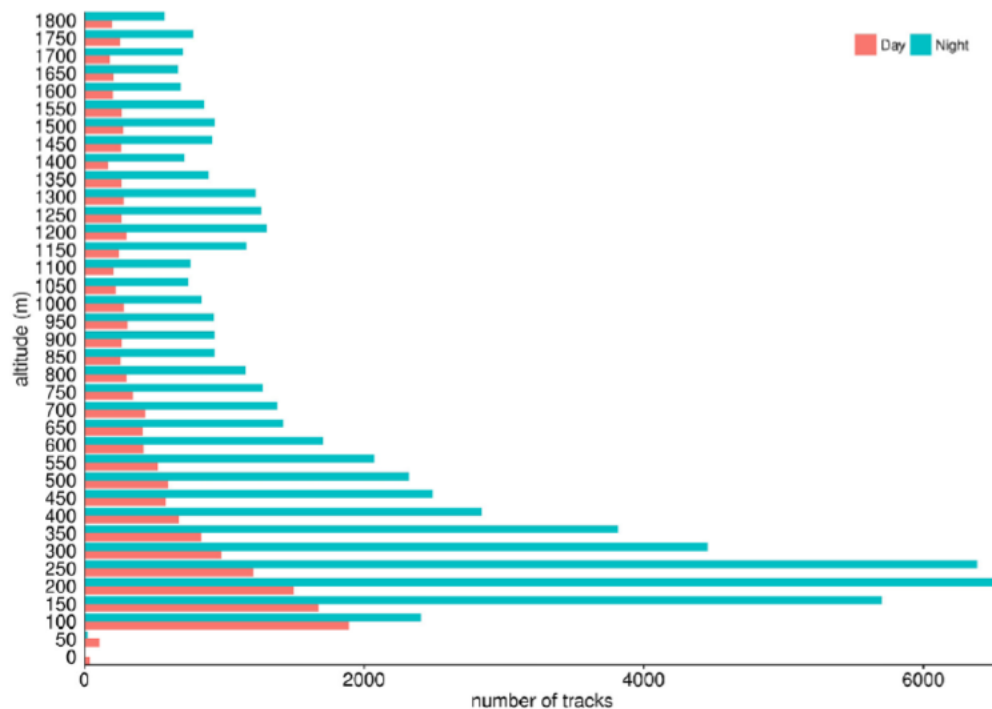


図 鳥類の飛翔高度及び飛翔記録数

2.4 鳥類

鳥類1 我が国の海域における鳥類の出現状況（離岸距離）

【資料の概要】

環境省が平成24年～平成28年度に実施した「風力発電等に係る環境アセスメント基礎情報整備モデル事業」において採択した情報整備モデル地区のうち、洋上風力発電を想定した調査を実施したモデル地区を対象として、洋上センサ調査等の鳥類調査の結果から海域における鳥類の出現状況（科別、種別の飛翔高度、離岸距離）を解析した。

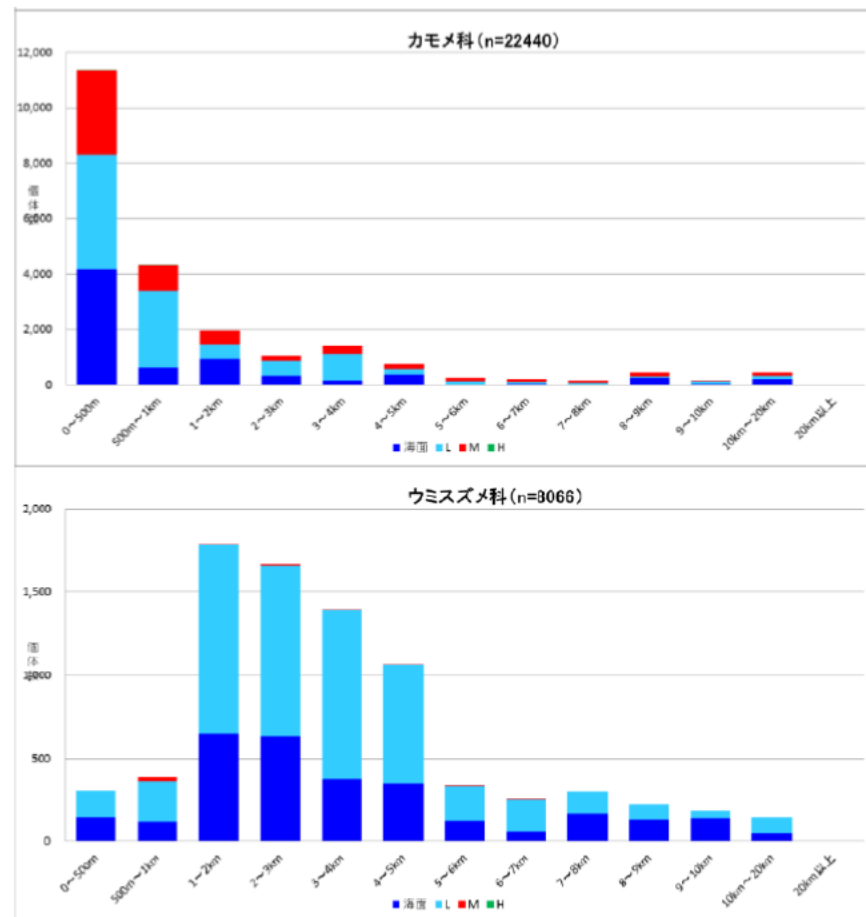
【調査結果の概要】

解析にあたっては、海生鳥類相調査で確認された鳥類39科のうち、以下の条件に適合する26科を対象とした。

- ①環境省レッドリスト掲載種を含む科
 - ②確認個体数が100個体以上の科
- 科別の離岸距離の出現傾向は表に示すとおりである。

表 科別の離岸距離の出現傾向

主な生息域	該当する科	離岸距離の出現傾向
洋上	アビ科、アホウドリ科、ミスナギドリ科、ウミツバメ科、カツオドリ科、ウミスズメ科	海岸から5km以遠まで広く確認された
汀線・干潟等	サギ科、クイナ科、チドリ科、セイタカシギ科、シギ科	海岸から500m以内で多く確認された
	ハヤブサ科	海岸から500m以内で多く確認されたが、1～5km内でも確認された
汀線・干潟～洋上の広い範囲	カモ科	海岸～5km内で多く確認された
	カイツブリ科、ウ科、カモメ科	海岸～5km以遠の範囲で確認された
陸域	ハト科、ツル科、ミサゴ科、モズ科、ヒヨドリ科、メジロ科、アトリ科	海岸から500m以内で多く確認された
	タカ科、カラス科、ツバメ科	海岸から500m以内で多く確認されたが、5km内でも確認された



再生可能エネルギーと鳥類 1

▶ 風力発電

- ▶ 生息地の減少（陸上は**線的**、洋上は**面的**）
- ▶ バードストライク
- ▶ 障壁影響（渡りコースの変更）
- ▶ 累積的影響（複数の発電所が影響し合う）
- ▶ 繁殖阻害（騒音・爬虫類のホルモン変化）
- ▶ 洋上風力は魚を集める
 - ▶ バードストライクの危険性が高まる









再生可能エネルギーと鳥類 2

▶ 太陽光発電

- ▶ 面的に生息地が減少
 - ▶ 人類史上初の急激な大規模改変
- ▶ 移動の阻害（早成性の鳥類・哺乳類）
- ▶ 昆虫への影響
 - ▶ 太陽光パネルが水辺に見える
 - ▶ 気温の低下（霧の発生・風の変化）

再生可能エネルギーと鳥類 3

▶ 水力発電

▶ 水の流れの分断

▶ 魚・両生類などの遡上阻害

▶ 新たな広い止水域

▶ それまでになかった新たな生態系

▶ **ブラックバス・ブルーギル・コイが優勢**





ゾーニングの設定について

1 ゾーニングの区分

区分	地域の概要
調整地域	保護地域、保全地域以外の地域
共生区域	地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域 (温対法の促進区域、農山漁村再エネ法の設備整備区域、その他これらに準じた区域)
保全地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域 (共生区域となる場合を除き、再生可能エネルギー事業を計画できない地域)
保護地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域 (再生可能エネルギー事業を計画できない地域) ※事業の実施不可。ただし、国や市町村等が、公益上の目的(災害対策等)で設置する場合であって、他に代替場所がなく、再エネ施設の設置がやむを得ないものなどについては、例外的に認める。

2 ゾーニングの手法

ゾーニングは、「現代世代が将来世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等のエリア」を守るため、県が広域的な視点から、客観的に確認できる現行法令の区域等に基づき設定していくことを基本とする。

具体的には、環境アセスメントデータベース(EADAS)※の収録情報等を参考に、ゾーニングの元となる情報を整理し、保護地域と保全地域の2地域を設定する。

また、条例・規則において区域設定することが難しいものについては、ガイドライン等に明示し、事業計画の際、あらかじめ配慮を求めることとする。

【ゾーニングの考え方】

(1) 法令等により区域境界が明確であり、ゾーニングすることが可能なもの

自然公園区域など、区域境界(稜線界、地番界、工作物界など)が明確にされているものについては、保護地域又は保全地域の設定の対象とする。

(2) 区域境界が不明確であり、ゾーニングするのに適当でないもの

各種調査等により一定の範囲が示されているが、区域境界が明確にされていない動植物等の情報(植生自然度等)などについては、ガイドライン等により明示する。

(3) 場所(サイト)や地点(ポイント)等は設定されているが、詳細な区域(エリア)の設定がなく、ゾーニングするのに適当でないもの。

眺望点(ふるさと眺望点等)や建造物(景観重要建造物等)など、エリアの規定がなく、名称で指定しているものなどについては、ガイドライン等により明示する。

※環境アセスメントデータベース(EADAS)・・・環境省が、再生可能エネルギーの早期導入と適切な環境への配慮の両立を目指し、環境アセスメントに活用できる基礎的な情報を幅広く提供するシステム

3 ゾーニング情報の整理

環境アセスメントデータベース(EADAS)の収録情報等を参考に、ゾーニングの元となる情報を、「(1) 法令等により範囲が明確であり、区域設定が可能なもの」(保護地域又は保全地域の設定の対象とするもの)、「(2) 条例等において区域設定することが難しいもの」(ガイドライン等により明示するもの)に整理した。

(1) 法令等により範囲が明確であり、区域設定が可能なもの

【自然環境】

- 自然公園区域(国立公園／特別保護、1種、2種、3種、普通)
- 自然公園区域(国定公園／特別保護、1種、2種、3種、普通)
- 自然公園区域(県立自然公園／1種、2種、3種、普通)
- 自然環境保全地域(国指定)(野生保護、特別、普通)
- 自然環境保全地域(県指定)(野生保護、特別、普通)
- ラムサール条約湿地
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)
(特別保護地区、特別保護地区を除く地区)
- 世界自然遺産(緩衝区域を含む)
- 開発規制地域(県指定)
- 県緑地保全地域(県指定)
- ふるさとの森と川と海保全地域
- 保安林(保安施設地区を含む)
- 国有林(保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く)
- 地域森林計画対象民有林(保安林、保安施設地区を除く)
- 保護林
- 緑の回廊

【歴史・文化等】

- 国指定文化財等(史跡、名勝)
- 都道府県指定文化財(史跡、名勝)
- 世界文化遺産(緩衝区域を含む)

<参考>

【自然環境】

- 自然環境保全地域(国指定)(原生(県内なし))
- 近郊緑地保全区域(県内なし)
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)
(特別保護指定区域(県内なし))
- 生息地等保護区(県内なし)
- 自然再生事業実施地域(県内なし)

【景観】

- 景観地区・準景観地区(県内なし)
- 歴史的風土保存区域(県内なし)

【歴史・文化等】

- 重要文化的景観(県内なし)

3 ゾーニング情報の整理

(2) 一定の区域(エリア)は設定されているが、詳細な区域(エリア)を特定できず、ゾーニングするのに適当ではないもの

【自然環境】

(注目すべき生息地)

- 生物多様性保全上重要な里地里山
- 重要野鳥生息地(IBA)
- 生物多様性重要地域(KBA、KBA保護区域)
- 昆虫類の多様性保護のための重要地域

(植生)

- 現存植生図(縮尺1/2.5万)
- 現存植生図(縮尺1/2.5万)整備済みメッシュ
- 現存植生図(縮尺1/5万)

(植生)

- 植生自然度図
- 植生自然度図(自然度9、10)

(植物の状況)

- 絶滅危惧種(植物)の分布情報
- 特定植物群落

(動物(陸域)の状況)

- 中大型哺乳類分布情報
- 要注意鳥獣生息分布情報

(動物(陸域)の状況)

- コウモリ洞分布
- コウモリ生息情報
- コウモリ分布
- イヌワシ・クマタカ生息分布
- オオワシ・オジロワシ生息分布
- 渡りをするタカ類集結地
- ガン類・ハクチョウ類の主要な集結地

【景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況】

- 世界ジオパーク・日本ジオパーク

(3) 場所(サイト)や地点(ポイント)等は設定されているが、詳細な区域(エリア)の設定がなく、ゾーニングするのに適当でないもの。

【注目すべき生息地】

- 生物多様性の観点から重要度の高い湿地
- シギ・チドリ類モニタリングサイト1000

【植物の状況】

- 巨樹・巨木林

【景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況】

- 自然景観資源
- 観光資源

【景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況】

- 国立公園の利用施設計画
- 国定公園の利用施設計画
- 都道府県立自然公園の利用施設計画
- キャンプ場
- 長距離自然歩道
- 海水浴場・潮干狩り場
- 海が見える主要な眺望点
- マリンスポーツ・レジャー
- 藻場・干潟・サンゴ礁の保全活動組織
- 水産資源に関する情報を有する組織・機関

●スカイスポーツ

- 天文台
- 残したい日本の音風景100選
- 快水浴場百選
- 水源の森百選
- 白砂青松100選
- 美しい日本のむら景観百選
- 日本100名城
- 日本の夕陽百選
- 日本の歴史公園100選
- さくら名所地形

4 ゾーニングの設定(案)

保護地域・保全地域の設定対象とするもの(法令等により、土地における区域線の境界が明確であり、ゾーニングが可能なもの)について、次のとおりゾーニング区分の設定を行った。

なお、保護地域と保全地域が重なるエリアでは、保護地域を優先する。

保護地域(案)

- ◎自然公園区域(国立公園／特別保護、1種、2種、3種)
- ◎自然公園区域(国定公園／特別保護、1種、2種、3種)
- ◎自然公園区域(県立自然公園／1種、2種、3種)
- ◎自然環境保全地域(国指定)(野生保護、特別)
- ◎自然環境保全地域(県指定)(野生保護、特別)
- ラムサール条約湿地
- ◎鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区)
- 世界自然遺産(緩衝区域を含む)
- 世界文化遺産(緩衝区域を含む)
- ◎国指定文化財等(史跡、名勝)
- ◎都道府県指定文化財(史跡、名勝)
- ◎保護林
- 緑の回廊

保全地域(案)

- 自然公園区域(国立公園／普通)
- 自然公園区域(国定公園／普通)
- 自然公園区域(県立自然公園／普通)
- 自然環境保全地域(国指定)(普通)
- 自然環境保全地域(県指定)(普通)
- 県開発規制地域(県指定)
- 県緑地保全地域(県指定)
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区を除く)
- ◎保安林(保安施設地区を含む)
- ◎国有林
(保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く)
- ◎地域森林計画対象民有林
(保安林、保安施設地区を除く)
- ふるさとの森と川と海保全地域

※参考

- 「◎」は、再エネ事業の実施にあたり、関係法令等の許可等が必要なもの【個別法の規制・強】
(赤色は、既に関係法令等で、再エネ事業の実施が原則禁止されている区域)
- 「○」は、再エネ事業の実施にあたり、関係法令等の届出等が必要なもの【個別法の規制・弱】

5 ゾーニングマップ(現行案)

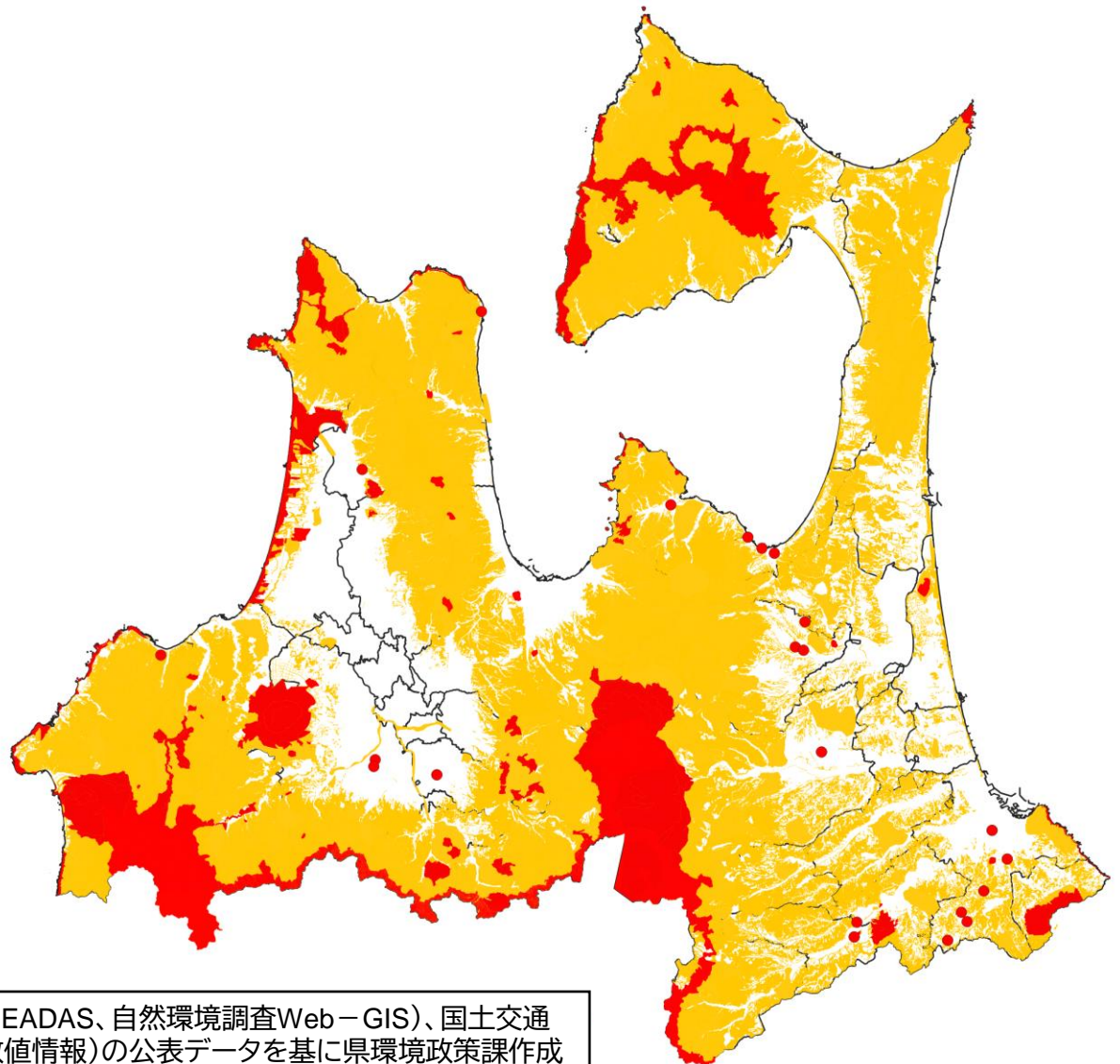
「4 ゾーニングの設定(案)」をマップに反映したものは、次のとおりである。(白色部は調整地域)

保護地域

- 自然公園区域(国立公園/特別保護、1種、2種、3種)
- 自然公園区域(国定公園/特別保護、1種、2種、3種)
- 自然公園区域(県立自然公園/1種、2種、3種)
- 自然環境保全地域(国指定)(野生保護、特別)
- 自然環境保全地域(県指定)(野生保護、特別)
- ラムサール条約湿地
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区)
- 世界自然遺産(緩衝区域を含む)
- 世界文化遺産(緩衝区域を含む)
- 保護林
- 緑の回廊
- 都道府県指定文化財(史跡、名勝)
- 国指定文化財等(史跡、名勝)

保全地域

- 自然公園区域(国立公園/普通)
- 自然公園区域(国定公園/普通)
- 自然公園区域(県立自然公園/普通)
- 自然環境保全地域(国指定)(普通)
- 自然環境保全地域(県指定)(普通)
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区を除く)
- 保安林(保安施設地区を含む)
- 国有林
(保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く)
- 地域森林計画対象民有林(保安林、保安施設地区を除く)
- 県開発規制地域(県指定)
- 県緑地保全地域(県指定)
- ふるさとの森と川と海保全地域



※ 環境省(EADAS、自然環境調査Web-GIS)、国土交通省(国土数値情報)の公表データを基に県環境政策課作成

「●」については、GISデータがないため、マップに表示されていない

6 共生区域について

調整地域又は保全地域のうち、地域との共生を図りながら、市町村が再エネの導入を促進しようとする区域(温対法の促進区域、農山漁村再エネ法の設備整備区域、その他これらに準じた区域)については、市町村が県に届出することで、共生区域とする。

なお、共生区域になるためには、市町村を主体とした関係法令に基づく協議会等の設置が必要である。市町村のサポート及び協議会等が適切に運営されていることなどを確認するため、市町村が設置する協議会等の構成員に県関係課を加えることや、協議会等の議事録の公開などの事項を、今後、検討していく。

共生区域(案)

- ・ 地球温暖化対策法(温対法)の促進区域
- ・ 農山漁村再エネ法の設備整備区域
- ・ その他これらに準じた区域

※ 温対法、農山漁村再エネ法については、同制度の中で促進区域又は設備整備区域を設定した後、市町村が県に届出することで、共生区域となる。

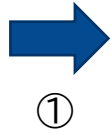
また、温対法、農山漁村再エネ法による制度以外でも、市町村が行政計画等により独自に再エネの導入を促進する区域を設定することを想定し、これらに準じた検討がなされた区域についても、同様に県に届出することで、共生区域となる。

7 (参考)共生区域設定のための協議会等について

共生区域の
設定を希望する場合

- 【市町村誘導型】
- 【事業者提案型】

※ 市町村誘導型の共生区域が増え
ていくよう、県が市町村をサポート



①

協議会等の設置

<設置主体>

原則として、市町村とする。
(状況に応じて、県や事業者との共同設置も可)

- ・ 温対法、農山漁村再エネ法に基づく協議会
- ・ その他、上記の関係法令に準ずる協議会等

<構成員の例>

- 計画策定市町村内の関係部局(許可権者等を除く)
- 県関係課
- 国等の関係機関(地方環境事務所等)(許可権者等を除く)
- 学識経験者(再エネ、自然環境、気候変動、地域活性化等)
- 共生区域内で事業を実施しようとする事業者

- 地域コミュニティの代表者(自治会長等)
- 産業団体(農林漁業、観光等)
- 環境保全団体
- 許可権者等(オブザーバー)など



②

協議会による促進区域の協議

市町村による促進区域の設定

- ・ 温対法に基づく促進区域
- ・ 農山漁村再エネ法に基づく設備整備区域
- ・ その他これらに準じた区域

県に届出(市町村)

共生区域

共生区域内で計画された事業に
ついて、市町村が関係法令に基づ
く促進事業等として認める場合

③



③'

共生区域内であっても、市町
村の認定を受けられない事
業は、改めて合意形成プロセ
スによる知事の認定が必要

協議会による促進事業等の決定

市町村による促進事業等の認定

- ・ 温対法に基づく促進事業
- ・ 農山漁村再エネ法に基づく設備計画
- ・ その他これらに準じた事業

県に届出(事業者)

共生事業

※ 県が市町村の区域設定をサポート

合意形成プロセスについて

1 合意形成プロセスの考え方

立案段階のできる限り早期に、地域に対して概要を説明する機会を創出し、地域のメリットを明確にしながら、自然環境及び地域が守るべき地域固有の景観、歴史・文化等に配慮した事業計画の作成を促すことで、地域と事業者との合意形成を図る。また、現行の環境影響評価手続を活用し、一体的に運用する。

2 合意形成プロセスの案(全体イメージ)

※環境影響評価対象事業の場合

新

ア 環境影響評価手続前

・住民との意見交換会の開催
(再エネ特措法と併催可)

・事業計画に対する県や地域の意見を通知(県⇒事業者)

意見交換会や市町村における「地域の守るべき環境」等を事業者へ通知し、今後の事業計画への反映・見直しを求める。

現

環境影響評価手続(現行)

環境アセスメント

配慮書

方法書

準備書

評価書

FIT/FIP認定

・住民説明会(方法書・準備書)
・知事意見の提出(配慮書～準備書)

現行の環境影響評価制度により、地域の意見を事業計画に反映するよう、引き続き、国(事業者)に知事意見として通知する。

新

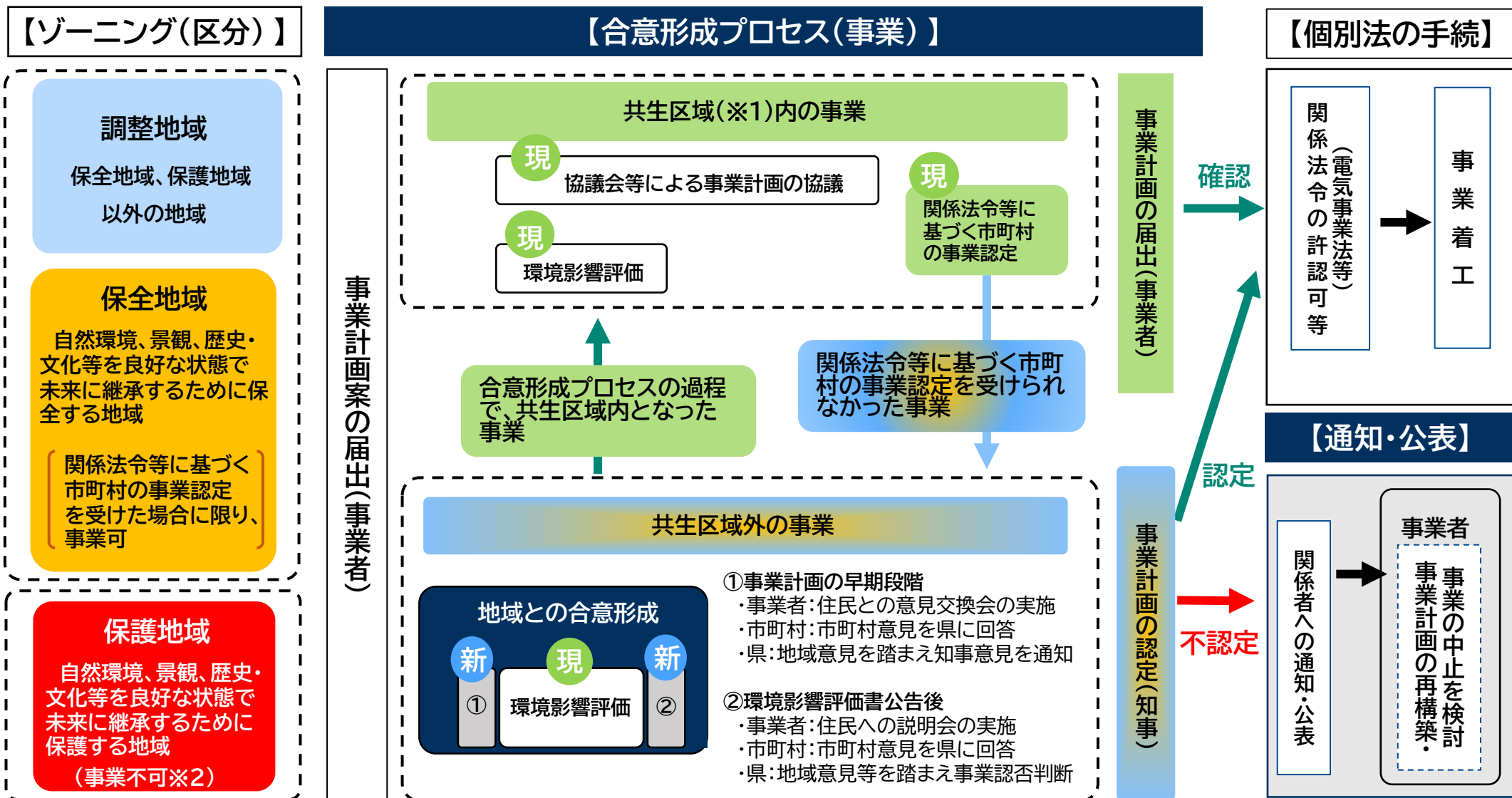
イ 環境影響評価手続後

・住民との説明会の開催
(再エネ特措法と併催可)

・事業者に対して、合意形成の判断を通知(県⇒事業者)

現行の環境影響評価制度では、県や市町村等が評価書(最終事業計画)に対する意見を述べる機会がないため、その機会を創設。
合意形成が図られていない場合には、事業の再構築等を求める。

3 共生条例全体のイメージ

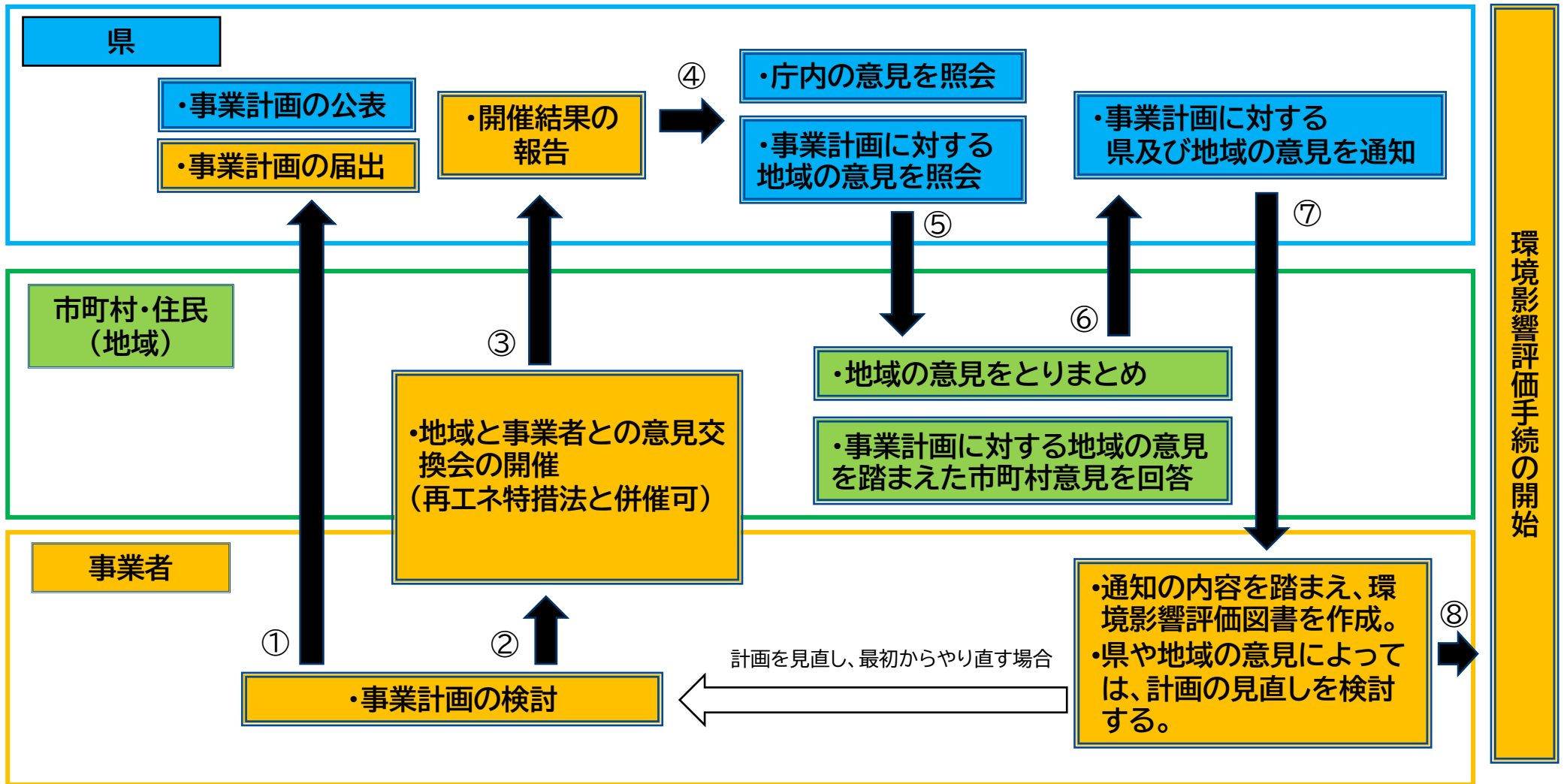


※1 温対法に基づく促進地域、農山漁村再エネ法に基づく設備整備計画区域、その他これらに準じた区域

※2 国や市町村等が、公益上の目的(災害対策等)で設置する場合であって、他に代替場所がなく、再エネ施設の設置がやむを得ないものなどについては、例外的に認める。

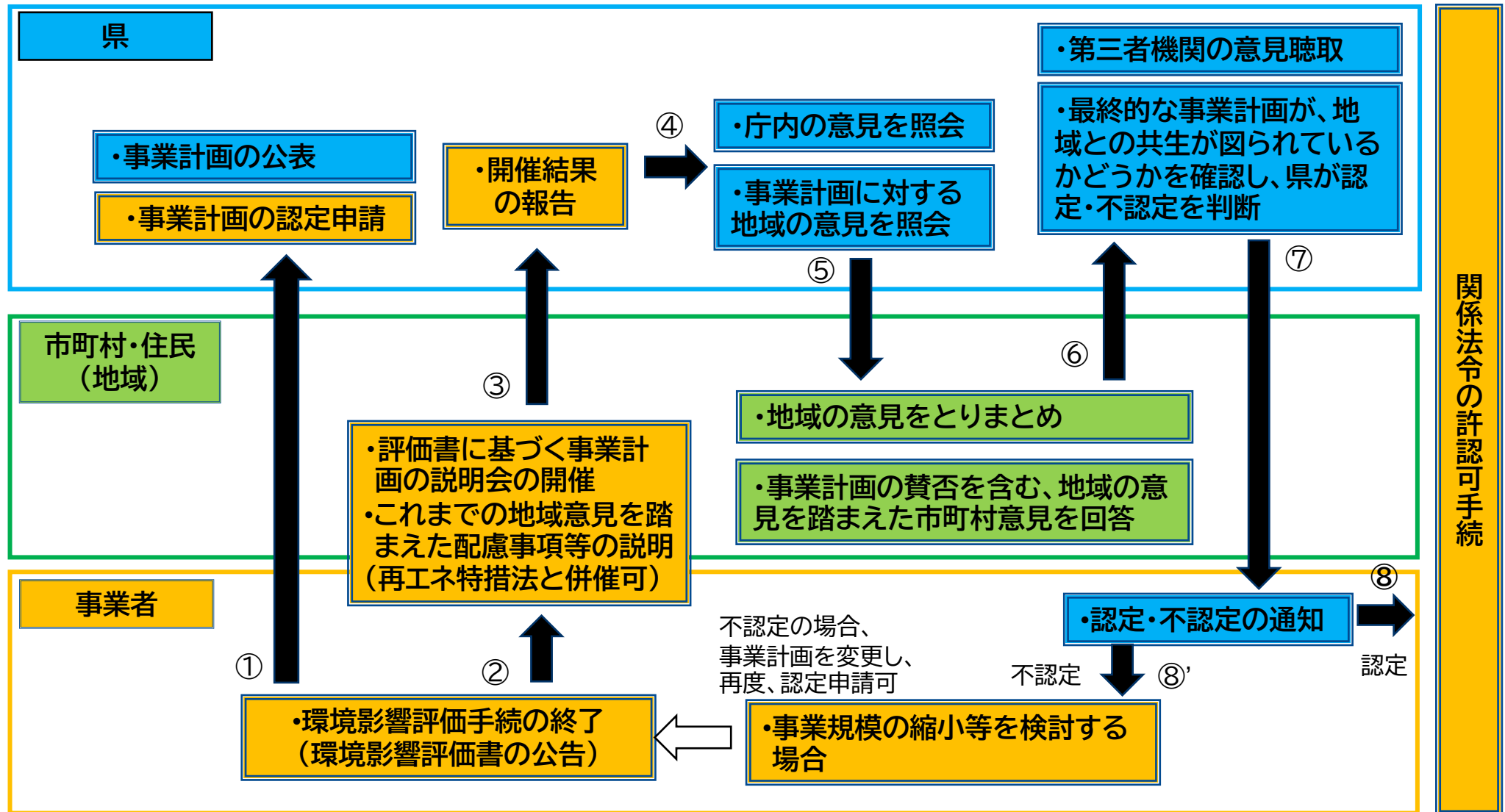
4 合意形成プロセスの案(詳細フロー)

環境影響評価手続前(共生区域外)



4 合意形成プロセスの案(詳細フロー)

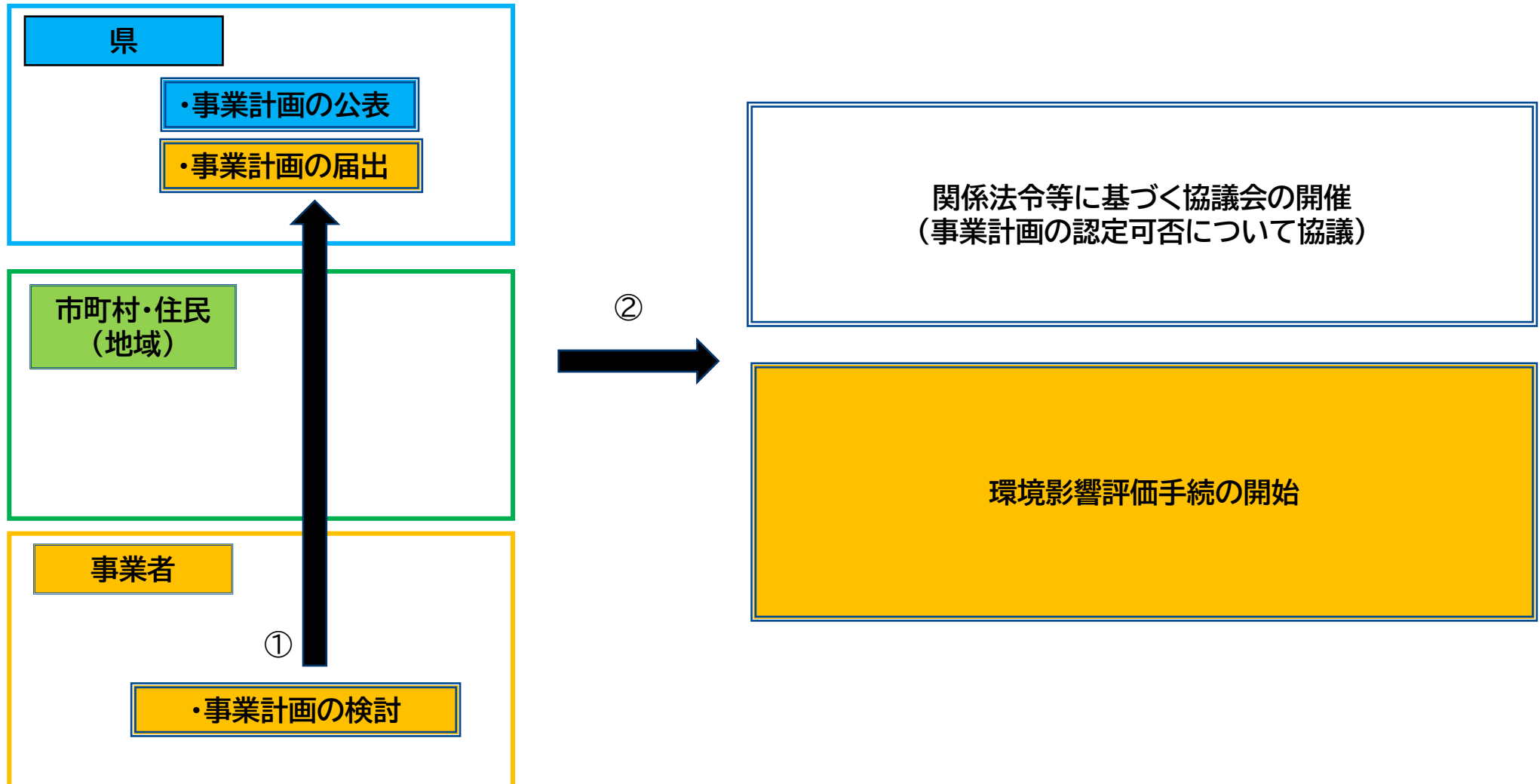
環境影響評価手続後(共生区域外)



※共生区域であっても、環境影響評価手続終了後、市町村の認定を受けられない事業については、本プロセスの①から合意形成を行う必要がある。

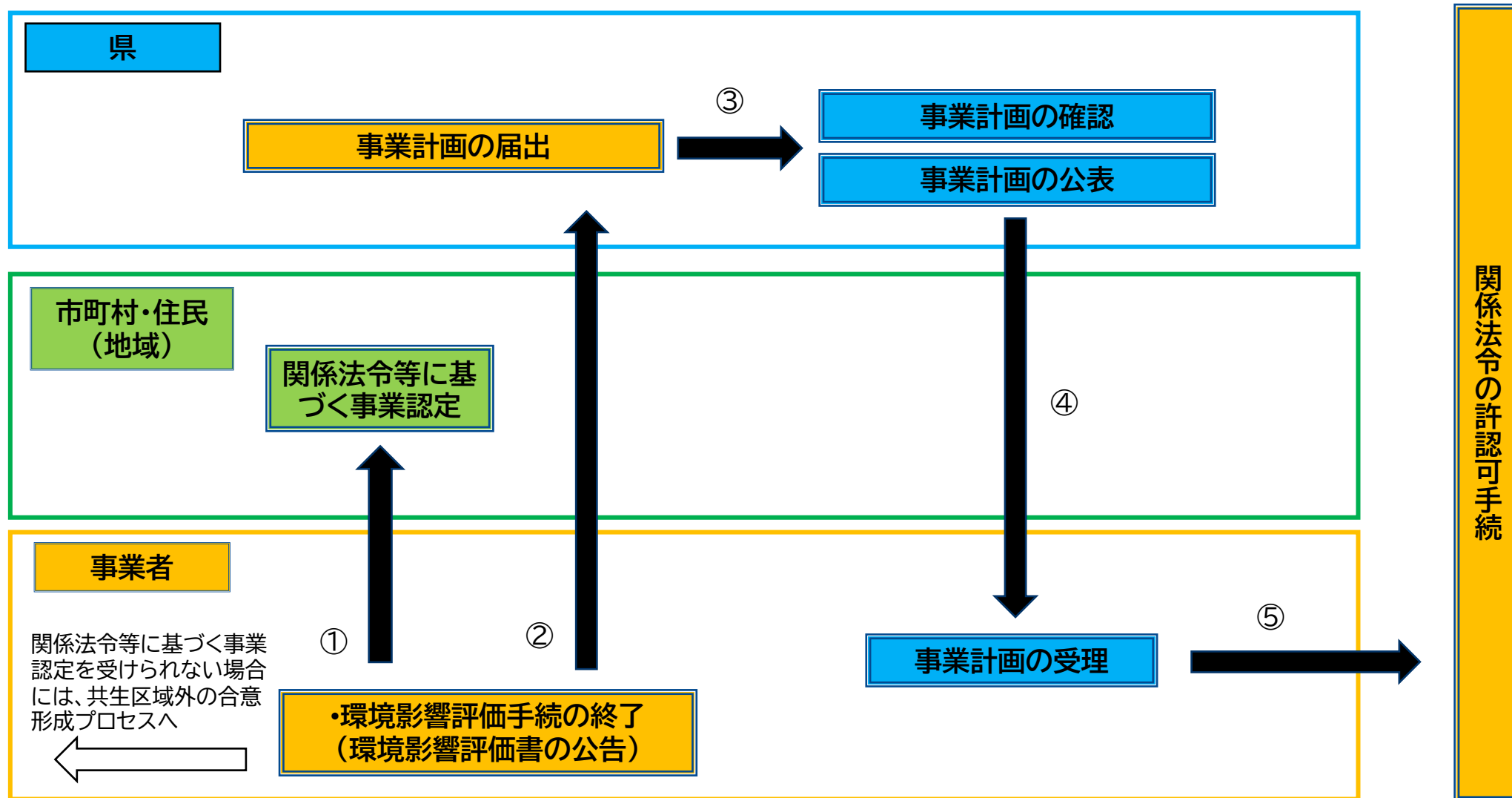
4 合意形成プロセスの案(詳細フロー)

環境影響評価手続前(共生区域)



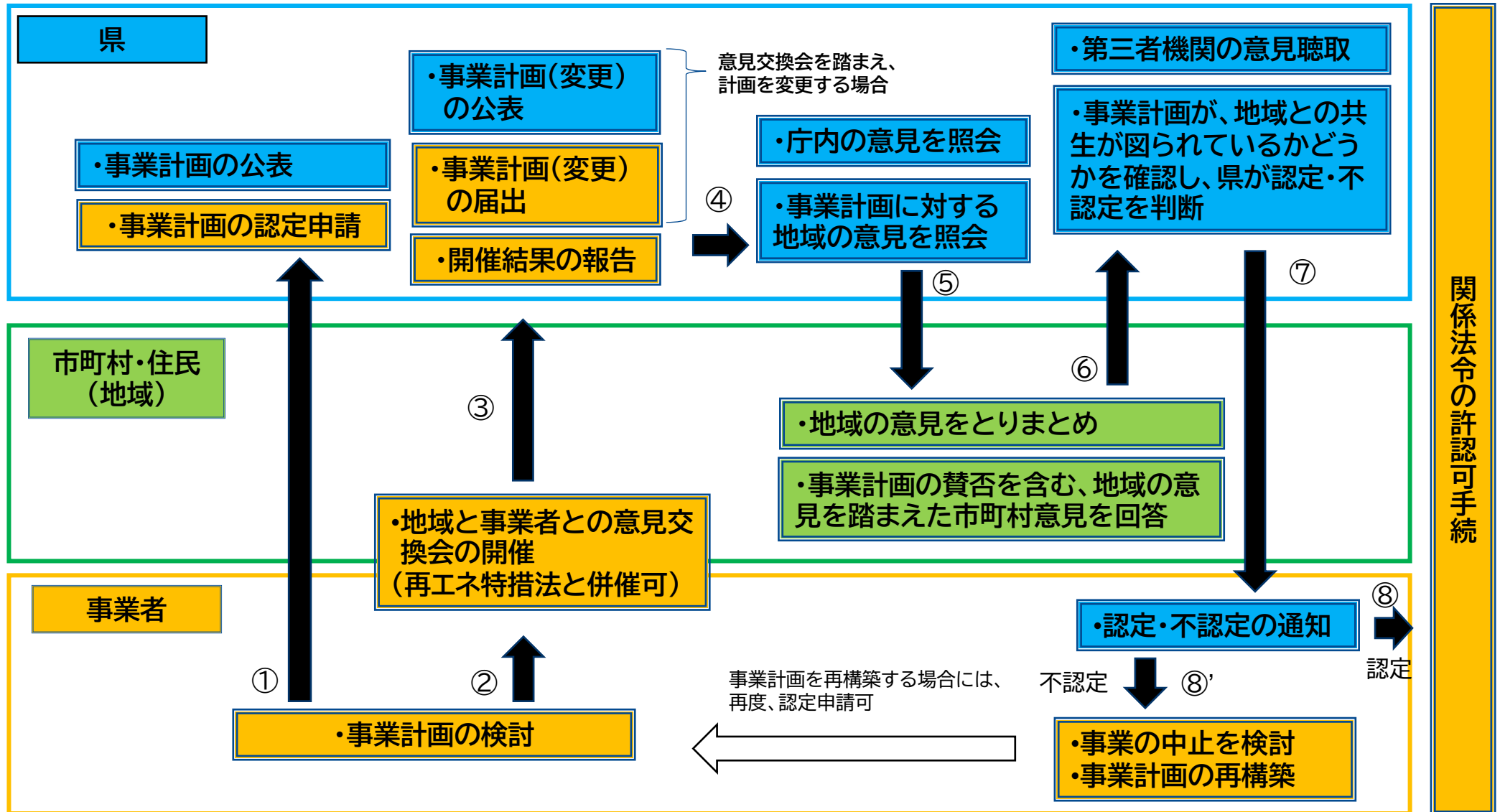
4 合意形成プロセスの案(詳細フロー)

環境影響評価手続後(共生区域)



4 合意形成プロセスの案(詳細フロー)

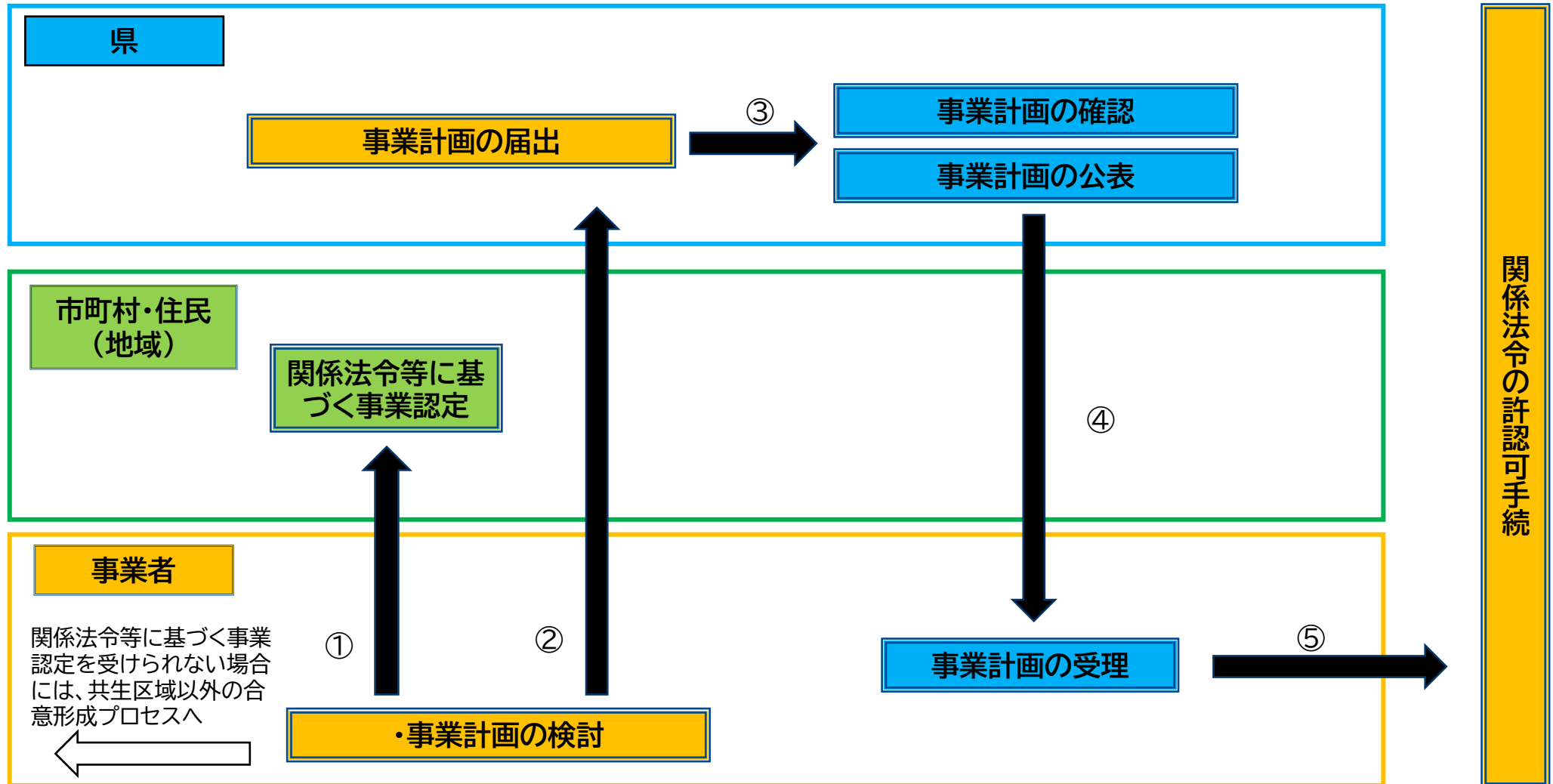
環境影響評価対象外事業(共生区域外)



※共生区域内であっても、市町村の認定を受けられない事業については、本プロセスの①から合意形成を行う必要がある。

4 合意形成プロセスの案(詳細フロー)

環境影響評価対象外事業(共生区域)



5 合意形成プロセスの案(詳細事項)

(1)地域住民との意見交換会(環境影響評価手続前)

環境影響評価手続を開始する前に、地域固有の守るべきものを的確に把握し、事業者に必要な配慮を促すことを目的に、地域住民との意見交換会を行う。

意見交換会については、再エネ特措法に基づく説明会の規定等を参考に、今後、詳細を検討し、ガイドラインとして示していく。

【意見交換会の概要】

① 意見交換会の範囲

事業計画地周辺(約1km)で生活する地域住民及び利害関係者(地権者・利用者等)を基本とし、意見交換会の開催を周知する。ただし、地域住民及び利害関係者の範囲については、市町村とも相談の上、必要に応じて拡大する。

② 意見交換会の回数

地域住民及び利害関係者からの質問等に適切に対応できるよう十分な回数の意見交換会を開催した上で、質問等に誠実に対応する。

5 合意形成プロセスの案(詳細事項)

③ 意見交換会の説明事項

事業者は、次の事項等について説明する。

- ・ 再エネ事業計画の概要について
再エネ事業の目的、再エネ設備概要(付帯設備を含む)、土地改変の予定、搬入予定経路など
- ・ 事業の影響と予防措置について
事業による環境影響(景観については、フォトモンタージュ作成など(簡易アセスで可))
環境影響に対する予防措置
- ・ 地元貢献について
再生可能エネルギーを導入する必要性(地球温暖化対策に貢献する必要性)
事業による地域の経済的なメリット

④ 意見交換会の意見交換事項

事業者は、次の事項等について地域と意見交換する。

- ・ 現代世代が将来世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等について
地域固有の自然環境、景観、歴史・文化等について
再生可能エネルギー事業で懸念される事項について

5 合意形成プロセスの案(詳細事項)

(2)地域住民への説明会(環境影響評価手続後)

環境影響評価書公告後に、これまでの住民意見等をどのように事業計画に反映したのか等について、事業者から住民が説明を受ける機会を創設することを目的とし、説明会を行う。

説明会については、環境影響評価法に基づく説明会の規定を参考に、今後、詳細を検討し、ガイドラインとして示していく。

【説明会の概要】

① 説明会の範囲

事業により環境影響を受ける範囲の地域住民及び利害関係者を基本とするが、環境影響評価制度での説明会は、誰でも参加できることに鑑み、それ以外の者も説明会に参加することを可能とする。

② 説明会の回数

地域住民及び利害関係者への最終的な事業計画の説明を目的としているため、原則として、1回とする。

ただし、事業者が事業計画を見直す場合など、地域住民及び利害関係者との調整が必要な場合には、十分な回数を開催し、事業計画を見直すことができる。

5 合意形成プロセスの案(詳細事項)

③ 説明会の説明事項

次の事項等について、説明をする。

- ・ 再エネ事業計画の概要について

環境影響評価を踏まえ、最終的な再エネ事業計画(風力発電機の大きさ、基数、配置など)

- ・ 事業による環境影響予測結果について

環境影響評価書に基づく環境影響予測結果

- ・ 環境影響評価手続における知事意見等に基づき、環境配慮した事項について

環境影響評価手続を通じて、事業者として配慮した事項等

- ・ 事後調査について

不確実性の残る予測結果について、事後調査を実施する場合、その調査概要

- ・ 地元貢献について

再生可能エネルギーを導入する必要性(地球温暖化対策に貢献する必要性)

事業による地域の経済的なメリット

5 合意形成プロセスの案(詳細事項)

(3) 市町村による意見のとりまとめ・回答

① 環境影響評価前

環境影響評価手続の際、事業者に必要な配慮を促すため、地域住民との意見交換会等の結果を踏まえ、市町村として地域固有の守るべき要素を検討し、県に回答する。

② 環境影響評価後

事業による環境影響、地域住民等の意見、地元への貢献等を踏まえ、総合的な見地から、市町村として、地域との共生が可能な再エネ事業であるかを判断し、その結果を県に回答する。

(4) 県による事業計画の確認方法・判断基準

① 事業計画の確認方法

自然・地域との共生が図られた事業であるかどうかについて、認定・不認定の判断を行うこととし、対外的に事業計画の認否を明らかにする。

5 合意形成プロセスの案(詳細事項)

(4) 県による事業計画の確認方法・判断基準

② 事業計画(認定・不認定)の判断基準

次の事項を踏まえ、最終的に事業計画の認定・不認定の判断を行う。

ア 庁内関係課に対する意見照会

関係法令等の観点から、再エネ事業の適否について

イ 地元市町村からの意見

地元市町村が、住民等の意見を踏まえ、再エネ事業をどのように考えているのか。

ウ 認定基準の適否

【認定基準案】

- ・ 環境影響評価の結果、著しい環境影響がないと認められること
- ・ 共生条例に基づく合意形成プロセス(意見交換会等)を適切に実施していること。
- ・ 地域の合意形成が図られていること(市町村から事業の中止を求める意見等がないこと)。
- ・ 事業計画(維持管理(事業終了時の確実な撤去を含む)、地元貢献等)が適切な内容になっていること。
- ・ 県の基本計画、環境プラン、景観計画、その他関係する行政計画に適合したものであること。
- ・ 関係法令に違反していないこと(事業の適格性があること)

エ 第三者機関(附属機関等)への意見聴取

上記ア～ウの事項を整理し、第三者機関(附属機関等)への意見を聴取する。

共生条例の骨子案について

共生制度骨子案の構成

第1章 共生条例の基本的な考え方について

第2章 対象事業等について

第3章 ゾーニングについて

第4章 合意形成プロセスについて

第5章 実効性の担保について

第6章 その他

第1章

共生条例の基本的な考え方について

1 共生条例の基本的な考え方について

(1) 共生条例の目的

本県の健全で恵み豊かな自然環境、景観、歴史・文化等は、県民の共通の財産であり、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これらを良好な状態で将来の県民に継承していかなければならない。

再生可能エネルギーと持続可能な形で共存共栄していくことを前提として、環境との共生を図りながら、本県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進する。

- ・本県の美しい自然環境、景観、歴史・文化等は、県民の共通の財産であり、広く県民がその恵沢を享受するとともに、これらを良好な状態で未来に継承していくことは、今を生きる私たちの責務である。
- ・一方、地球温暖化が急速に進行する中、地球環境が危機的状況に置かれていることを直視し、本県が持つポテンシャルを活かしながら再生可能エネルギーを導入し、地球環境の保全に貢献していくことも私たちの責務である。
- ・しかしながら、地球環境を守るための再生可能エネルギーの導入が、無秩序な開発による環境破壊を招くようなことがあってはならず、地域との合意形成により、環境と再生可能エネルギーとの共生が図られるよう、努めなければならない。
- ・このため、現代世代が将来世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等を保全しながら、持続可能な形で共存共栄していくことを前提として、本県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進するため、この条例を制定する。

1 共生条例の基本的な考え方について

(2)共生のための2つの手法

次の2種類の手法を組み合わせることにより、“現在の世代”が“将来の世代”に「引き継ぐべき(守るべき)環境」を保全し、持続可能な形で、本県における再生可能エネルギーの円滑な導入を促進する。

【広域的な視点から守るべき環境を保全するための手法】

ア ゾーニング（法令による区域設定が可能な環境要素をもとに地域区分を明示）

広域的な視点から守るべき環境を保全するため、本県の再生可能エネルギーに対する自然保護等の考え方をあらかじめゾーニングによって見える化し、再生可能エネルギー事業の導入を円滑に進める。

【地域の視点から守るべき環境を保全し、自然・地域と共生した再エネ事業とするための手法】

イ 合意形成手続（法令による区域設定が困難な環境要素を地域の視点から確認）

再生可能エネルギー事業に合意形成の手続きを定めることにより、地域と事業者が対話する機会等を設け、地域のメリットを明確にし、地域の視点から守るべき環境を保全しながら、再生可能エネルギー事業の導入を円滑に進める。

第2章

対象事業等について

2 対象事業等について

(1)対象とする再エネ種別

風力、太陽光

- ・ 全国における再エネの環境紛争の発生状況※では、主に風力と太陽光による環境紛争が多い。
- ・ 本県に導入されている再エネ施設のほとんどは、風力及び太陽光であり、本県でも全国と同様に風力及び太陽光における環境紛争が確認されている。
- ・ このため、風力及び太陽光を共生条例の対象にすることとし、今後の動向を踏まえながら、風力及び太陽光以外の再エネ種別を共生条例の対象とする必要が認められる場合には、見直しを行う。

※環境紛争の発生状況とは、反対団体の活動がメディアで報道された状況を指す(第1回有識者会議 資料1(錦澤委員提供)より)

(2)対象とする事業

陸域で実施する再エネ事業（建築物の屋根に設置する太陽光発電施設を除く）

- ・ 一般海域及び港湾区域については、現行法令により、既に占用許可基準が定められており、また、漁港区域に関しても、新たな占用許可基準を県が作成する予定であることから、本条例では陸域のみを対象とする。
- ・ 建築物の屋根に設置する太陽光発電施設については、自然環境等を新たに開発するものではなく、地域住民との環境紛争のリスクが低いことから、対象外とする。

4 対象事業等について

(3)対象とする規模要件

【規模要件】

	対象規模要件
風力発電所	500kW以上
太陽光発電所	2,000kW以上

※ 電気事業法第48条第1項の工事計画届出が必要となり、一定規模以上の開発を伴うものを対象とする。
規模要件の考え方は、工事計画届出に記載する発電所出力の考え方を準用する。

- 合意形成プロセスの対象とする規模要件は、一定規模以上の開発を伴う規模について対象とし、電気事業法の工事計画の届出が必要な規模を参考に、風力発電所(500kW(1基の場合、高さ60m程度))、太陽光発電所(2,000kW(面積3ha程度))とする。

【参考:アセス法及び県アセス条例の規模要件】

アセス法	第1種事業	第2種事業
風力発電所	50,000kW以上	37,500kW以上
太陽光発電所	40,000kW以上	30,000kW以上

県アセス条例	第1種事業	第2種事業
風力発電所	10,000kW以上	7,500kW以上
工場事業場用地造成事業 (太陽光発電所)	50ha以上 (工業専用地域は100ha以上)	50ha以上 (工業専用区域に限る)

第3章

ゾーニングについて

3 ゾーニングについて

(1) ゾーニングの基本的な考え方

ア ゾーニングの区分

県内を保護地域、保全地域、調整地域の3地域に区分する。

なお、保全地域及び調整地域のうち、市町村が再エネの導入を促進しようとする区域を共生区域とする。

区分	地域の概要
調整地域	保護地域、保全地域以外の地域
共生区域	地域との共生を図りながら、再エネの導入を促進する区域 (温対法の促進区域、農山漁村再エネ法の設備整備区域、その他これらに準じた区域)
保全地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保全する地域 (共生区域となる場合を除き、再生可能エネルギー事業を計画できない地域)
保護地域	自然環境、景観、歴史・文化等を良好な状態で未来に継承するために保護する特別な地域 (再生可能エネルギー事業を計画できない地域) ※事業の実施不可。ただし、国や市町村等が、公益上の目的(災害対策等)で設置する場合であって、他に代替場所がなく、再エネ施設の設置がやむを得ないものなどについては、例外的に認める。

ゾーニングの設定について

(1) ゾーニングの基本的な考え方

イ ゾーニングの手法

ゾーニングは、「現代世代が将来世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等のエリア」を守るため、県が広域的な視点から、客観的に確認できる現行法令の区域等に基づき設定していくことを基本とする。

具体的には、環境アセスメントデータベース(EADAS)^{*}の収録情報等を参考に、ゾーニングの元となる情報を整理し、保護地域と保全地域の2地域を設定する。

また、条例・規則において区域設定することが難しいものについては、ガイドライン等に明示し、事業計画の際、あらかじめ配慮を求めることとする。

【ゾーニングの考え方】

(1) 法令等により区域境界が明確であり、ゾーニングすることが可能なもの

自然公園区域など、区域境界(稜線界、地番界、工作物界など)が明確にされているものについては、保護地域又は保全地域の設定の対象とする。

(2) 区域境界が不明確であり、ゾーニングするのに適当でないもの

各種調査等により一定の範囲が示されているが、区域境界が明確にされていない動植物等の情報(植生自然度等)などについては、ガイドライン等により明示する。

(3) 場所(サイト)や地点(ポイント)等は設定されているが、詳細な区域(エリア)の設定がなく、ゾーニングするのに適当でないもの。

眺望点(ふるさと眺望点等)や建造物(景観重要建造物等)など、エリアの規定がなく、名称で指定しているものなどについては、ガイドライン等により明示する。

3 ゾーニングについて

(1) ゾーニングの基本的な考え方

ウ ガイドライン等による補完

「現代世代が将来世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等」のうち、特に、景観、歴史・文化等の地域固有の要素については、現行法令で保全・保護すべき区域等が明確にされていないため、あらかじめゾーニングすることが難しい。また、自然環境についても一律の区域設定が困難な要素も存在する。

このため、あらかじめ、地域毎に固有の要素(自然環境、景観、歴史・文化等)をとりまとめ、ガイドライン等により見える化し、合意形成の際、これらの項目に対する配慮を促すことで、ゾーニングを補完する。

なお、「現代世代が将来世代に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等」以外にも、「人の生命や財産の保護、防災」など、再生可能エネルギー事業の実施に当たっては、配慮すべき事項が多数存在する。

条例の目的と異なる要素であっても、あらかじめ配慮すべき事項やエリアを見える化することで、個別法における必要な許認可等を確実に受けるよう促し、共生条例を補完していく。

「現在の世代」が「将来の世代」に引き継ぐべき自然環境、景観、歴史・文化等」

区域設定が可能な要素

条例・規則で再エネ事業から
守るべきエリアを明示

ゾーニング制度

区域設定が困難な要素

ガイドライン等で地域固有の要素を明示
(ゾーニングを補完)

「人の生命や財産の保護、防災」など

条例の目的とは異なる要素

留意すべき必要な事項を明示
(共生条例の補完)

3 ゾーニングについて

(3) ゾーニングの設定(案)

環境アセスメントデータベース(EADAS)の収録情報等を参考に、保護地域・保全地域の設定対象とするもの(法令等により、土地における区域線の境界が明確であり、ゾーニングが可能なもの)について、次のとおりゾーニング区分の設定を行った。

なお、保護地域と保全地域が重なるエリアでは、保護地域を優先する。

保護地域(案)

- 自然公園区域(国立公園／特別保護、1種、2種、3種)
- 自然公園区域(国定公園／特別保護、1種、2種、3種)
- 自然公園区域(県立自然公園／1種、2種、3種)
- 自然環境保全地域(国指定)(野生保護、特別)
- 自然環境保全地域(県指定)(野生保護、特別)
- ラムサール条約湿地
- 鳥獣保護区(国指定・県指定)(特別保護地区)
- 世界自然遺産(緩衝区域を含む)
- 世界文化遺産(緩衝区域を含む)
- 国指定文化財等(史跡、名勝)
- 都道府県指定文化財(史跡、名勝)
- 保護林
- 緑の回廊

保全地域(案)

- 自然公園区域(国立公園／普通)
- 自然公園区域(国定公園／普通)
- 自然公園区域(県立自然公園／普通)
- 自然環境保全地域(国指定)(普通)
- 自然環境保全地域(県指定)(普通)
- 県開発規制地域(県指定)
- 県緑地保全地域(県指定)
- 鳥獣保護区(特別保護地区を除く)
- ◎ 保安林(保安施設地区を含む)
- ◎ 国有林
(保安林、保安施設地区、保護林、緑の回廊を除く)
- ◎ 地域森林計画対象森林
(保安林、保安施設地区を除く)
- ふるさとの森と川と海保全地域

3 ゾーニングについて

(3) ゾーニングの設定(案)

保全地域又は調整地域のうち、地域との共生を図りながら、市町村が再エネの導入を促進しようとする区域(温対法の促進区域、農山漁村再エネ法の設備整備区域、その他これらに準じた区域)については、市町村が県に届出することで、共生区域とする。

なお、共生区域になるためには、市町村を主体とした関係法令に基づく協議会等の設置が必要である。市町村のサポート及び協議会等が適切に運営されていることなどを確認するため、市町村が設置する協議会等の構成員に県関係課を加えることや、協議会等の議事録の公開などの事項を、今後、検討していく。

共生区域(案)

- ・ 温対法の促進区域
- ・ 農山漁村再エネ法の設備整備区域
- ・ その他これらに準じた区域

※ 温対法、農山漁村再エネ法については、同制度の中で促進区域又は設備整備区域を設定した後、市町村が県に届出することで、共生区域となる。

また、温対法、農山漁村再エネ法による制度以外でも、市町村が行政計画等により独自に再エネの導入を促進する区域を設定することを想定し、これらに準じた検討がなされた区域についても、同様に県に届出することで、共生区域となる。

第4章

合意形成プロセスについて

4 合意形成プロセスについて

(1) 合意形成手続の考え方

立案段階のできる限り早期に、地域に対して概要を説明する機会を創出し、地域のメリットを明確にししながら、自然環境及び地域が守るべき地域固有の景観、歴史・文化等に配慮した事業計画の作成を促すことで、地域と事業者との合意形成を図る。また、現行の環境影響評価手続を活用し、一体的に運用する。

(2) 合意形成プロセスの案(全体イメージ) ※環境影響評価対象事業の場合

新

ア 環境影響評価手続前

・住民との意見交換会の開催
(再エネ特措法と併催可)

・事業計画に対する県や地域の意見を通知(県→事業者)

意見交換会や市町村における「地域の守るべき環境」等を事業者へ通知し、今後の事業計画への反映・見直しを求める。

現

環境影響評価手続(現行)

環境アセスメント

配慮書

方法書

準備書

評価書

FIT/FIP認定

・住民説明会(方法書・準備書)
・知事意見の提出(配慮書～準備書)

現行の環境影響評価制度により、地域の意見を事業計画に反映するよう、引き続き、国(事業者)に知事意見として通知する。

新

イ 環境影響評価手続後

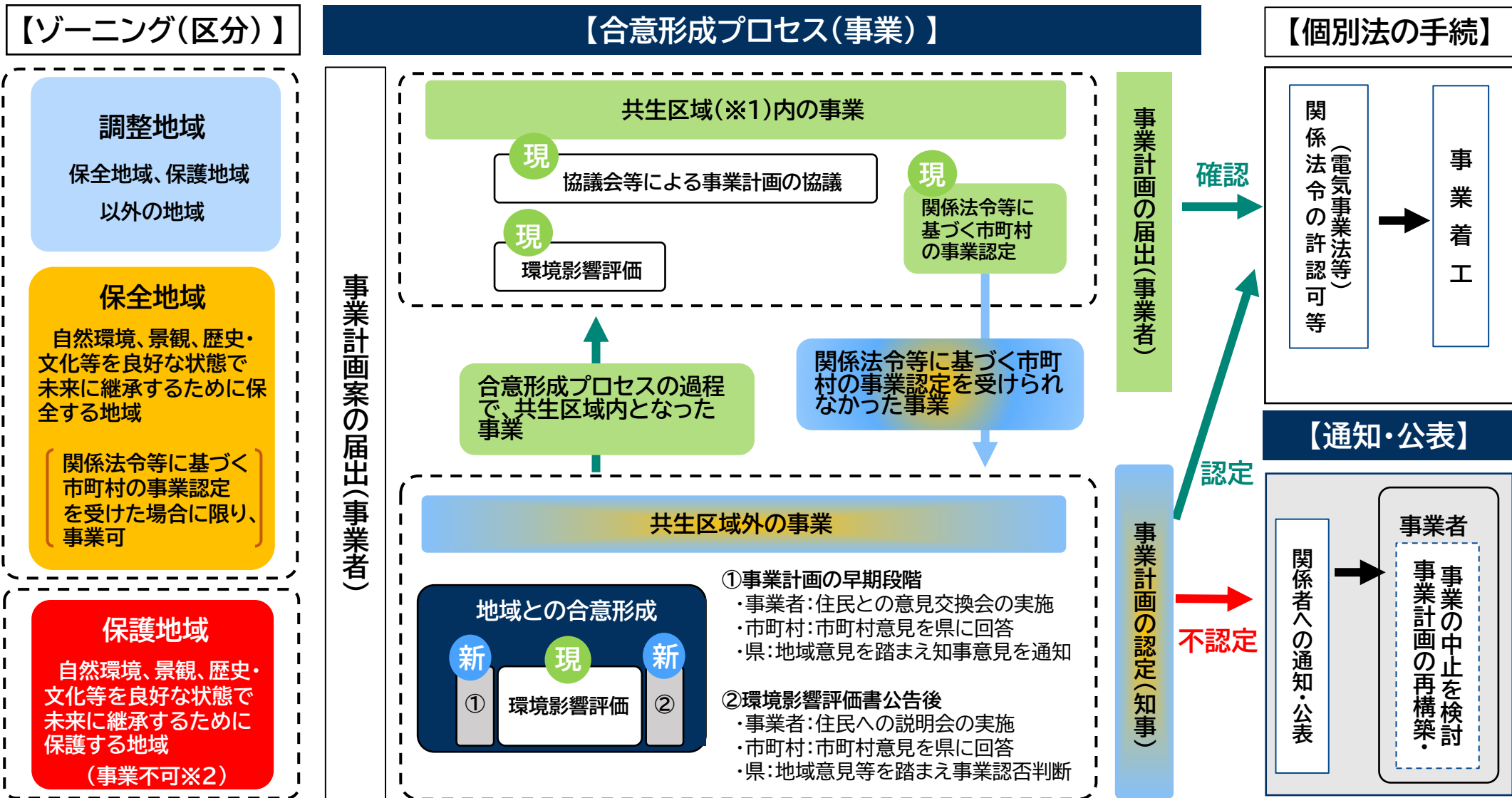
・住民との説明会の開催
(再エネ特措法と併催可)

・事業者に対して、合意形成の判断を通知(県→事業者)

現行の環境影響評価制度では、県や市町村等が評価書(最終事業計画)に対する意見を述べる機会がないため、その機会を創設。
合意形成が図られていない場合には、事業の再構築等を求める。

4 合意形成プロセスについて

(3) 共生条例全体のイメージ



※1 温対法に基づく促進地域、農山漁村再エネ法に基づく設備整備計画区域、その他これらに準じた区域

※2 国や市町村等が、公益上の目的(災害対策等)で設置する場合であって、他に代替場所がなく、再エネ施設の設置がやむを得ないものなどについては、例外的に認める。18

第5章

実効性の担保について

5 実効性の担保について

(1) 実効性を担保するための手法

ア 事業者への勧告等

事業者が条例による認定手続を行わなかった場合、虚偽の認定手続を行った場合、又は、不認定のまま事業計画を進めようとする場合等には、勧告等の行政指導を行う。

イ 不認定事業者の公表

認定・不認定の結果については、県のホームページで公表し、地域との共生が図られた事業であるかどうかを明らかにする。

ウ 許認可権者への通知

不認定を受けた場合には、FIT法・電気事業法等の許認可権者に対して、当該事業が、共生条例に基づき、地域との共生が図られていない事業であることを明確にし、許認可の際、そのことを踏まえて判断してもらう。

※【FIT認定基準】

発電事業を円滑かつ確実に実施するために必要な関係法令(条例を含む)の規定を遵守するものであること。

エ 罰則の設定

認定を受けずに事業を行った場合、合意形成プロセスを適正に行わなかった場合等には、行政罰(過料※)を設定する。

※【過料とした理由】

認定を受けない事業等については、条例違反となるが、個別法の許認可を受けて事業を実施することが可能である。

このため、刑罰(刑法犯)の要件には該当しないと考えることから、行政罰である過料とした。

第6章

その他

6 その他

(1) 計画中の事業における合意形成プロセスの取り扱いについて ※環境影響評価対象事業

ア 条例施行時点において環境影響評価手続開始～手続中(評価書公告前)のもの

「①合意形成プロセス(環境影響評価手続前)」は適用せず、「②合意形成プロセス(環境影響評価手続後)」は適用する。

①合意形成プロセス(環境影響評価手続前)の不適用について

共生条例では、事業計画の早期に地域にその概要を周知し、環境影響評価手続を開始する前に考慮すべき事項を把握する機会として、意見交換会の場を義務づけている。

このため、既に環境影響評価手続を開始している事業については、環境影響評価手続の中で説明会等の機会が設けられていることから、遑って意見交換会を求める必要性はない。

②合意形成プロセス(環境影響評価手続後)の適用について

これから事業計画を最終決定する事業については、これまでの環境影響評価手続を踏まえ、どのように事業計画に配慮したのかを地域に説明することで、地元の理解が深まり、地域との共生が図られることから、適用するものである。

事業者は地域との共生に努めるべきであり、これから最終決定される事業計画については、認定・不認定の判断を適用すべきである。

イ 条例施行時点において環境影響評価手続終了後(評価書公告後)のもの

条例による合意形成プロセスは適用しない。

評価書が公告された事業については、事業計画を変更する場合、軽微な変更を除き、環境影響評価をやり直すことになるため、環境影響評価手続終了後に条例を適用し、事業計画の変更を求めることは難しいものとする。

6 その他

(2) 計画中の事業における合意形成プロセスの取り扱いについて ※環境影響評価対象外事業

ア 条例施行時点において電気事業法に基づく工事計画を届出する前のもの

条例による合意形成プロセスを適用する。

電気事業法に基づく工事計画の届出をする前の段階においては、合意形成プロセスを適用する。

イ 条例施行時点において電気事業法に基づく工事計画を届出したもの

条例による合意形成プロセスは適用しない。

電気事業法に基づく工事計画の届出がなされている事業については、既に工事着手されていることから、共生条例を遡って適用し、事業計画の変更を求めることは難しいものとする。

6 その他

(3) 県・市町村等の役割について

ア 県の役割

- ・ 広域的な観点からゾーニング
- ・ 市町村の意見を踏まえた事業計画の認定・不認定
- ・ 合意形成手続に係る市町村支援(ガイドライン作成等)
- ・ 温対法に基づく促進区域設定及び実行計画策定等に係る市町村支援(市町村協議会への参画、ガイドライン作成等)
- ・ 共生条例に係る事業者への周知及び事業者向けガイドラインの作成等
- ・ 共生条例に係る県民への周知
- ・ その他、自然・地域と共生した再エネ導入促進のための総合的施策の推進。

イ 市町村の役割

- ・ 地域の視点からの(地域固有の要素を踏まえた)個別事業計画に対する意見
- ・ 温対法に基づく促進区域の設定及び実行計画の策定等地域脱炭素促進制度の活用による再エネ導入促進
- ・ その他、自然・地域と共生した再エネ導入促進のための施策の推進。

ウ 事業者の役割

- ・ 自然環境、景観、歴史・文化等と共生に配慮した事業計画の構築
- ・ 地域に対する事業情報の開示
- ・ その他、自然・地域と共生した再エネ導入促進のための施策への協力

エ 県民の役割

- ・ 再生可能エネルギー事業の必要性に係る理解促進
- ・ 協議会、説明会等への参加